

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会 会則

- 第1条（名称） 本会は、「県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会」と称します。
- 第2条（目的） 本会は、日立市諏訪町に計画の最終処分場建設を、撤回させることを目的とします。
- 第3条（会員） 本会の会員は、目的に賛同する「個人会員」および「団体会員」とします。
- 第4条（組織） 本会は、個人会員と団体会員が協力して目的達成の活動を行います。
- 第5条（運営） 本会は、総会、世話人会および事務局会で運営します。
総会 年1回
世話人会 月1回（原則）
事務局会 必要に応じて開催
- 第6条（役員） 本会は、総会で世話人を選出し、世話人の中から互選で代表、副代表、事務局長1名、会計1名および会計監査1名を置きます。
- 第7条（会計） 本会の経費は、会費および寄付金等とします。
会費は「個人会員」年額1,000円
「団体会員」年額3,000円
- 第8条（所在地） 日立市台原町2-10-10 荒川照明宅 とします。
- 第9条（会則改正） 本会則は、会員過半数の同意で改正できます。
- 付則 この会則は、2020年8月28日より施行します。